

別記様式第1号(第四関係)

豊根地域活性化計画

愛知県豊根村

平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 豊根地域活性化計画

都道府県名 愛知県

市町村名 豊根村

地区名(※1)

豊根村地区

計画期間(※2)

H25～H29

目 標 : (※3)

地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)を整備し、地域の総合案内・情報発信機能を充実させ、都市住民との交流の促進により地域活性化を図る。具体的な数値目標として、計画期間内において当施設における交流人口の18.85%増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

豊根村は愛知県の東北端、豊川の上流域に位置し、北は長野県、東は静岡県に接している。愛知県最高峰の茶臼山、日本ヶ塚山、離山、八嶽山などの1,000m級の山が連なり、標高は140mから1,415mと標高差のある峡谷型地形である。天竜川をはじめ、大入川、漆島川などの大小河川が溪谷美を織りなしつつ、佐久間・新豊根の大きな二つのダムに流れ込んでいる。村の面積は155.91km²、人口1,336人、555世帯(H22国調)である。最盛期には、5,000人を越える人口があったが、過疎化の急激な進行及び、少子高齢化による影響から、年々人口が減少している。現在の高齢化率が50%近くとなってきている。

かつては、林業で栄えた村であったが、林業の全国的な低迷は本村も例外でなく衰退の一途をたどった。1980年代後半から県内唯一となるスキー場や、温泉施設の整備を進め観光事業を重点政策の一つとして実施してきた。また、かつて400戸以上あった農家数も人口とともに減ってきており50戸(H22農林業センサス)となっており、地域の農家は小規模ながら、夏の冷涼な気候を生かしたトマト、ミニトマト、奥三河天狗ナスなどの高原野菜の栽培に取り組んでいる。しかし、狭小農地が多いわが村では、その多くが自給的農家という状況である。そこで村では「いきがい農業」を推進している。これは、産直野菜の販売充実を図るとともに、高齢者の生きがいづくり、遊休農地の拡大防止の意味合いもある取り組みであり、小規模農地での少ない生産量の野菜であっても出荷できる仕組み作りを進めている。

現状と課題

豊根村の観光事業は、古くは、昭和61年に愛知県唯一となる「茶臼山高原スキー場」をオープンし、平成9年に日帰り温泉施設「湯～らんどパルとよね」を整備してきた。近年では、平成19年度から5ヶ年計画で萩太郎山に40万株のシバザクラを植栽し「芝桜の丘」の整備を進め平成23年度に植栽が完成し平成24年度にグランドオープンした。また、、三遠南信自動車道「鳳来峡インター」開通により村の西部を南北にはしる国道151号経由の交流人口が増えつつあり、今後、新東名高速道路「新城インターチェンジ」の供用開始などにより、さらに増加が見込まれる交流人口の受け入れ体制の強化が必要となってきている。

その国道151号沿道に道の駅「グリーンポート宮嶋」がある。これは、平成5年に県内第1号の道の駅として認定を受けた施設であるが、もともと、道の駅として整備されたものではなく、平成2年に整備されていた観光施設を道の駅として認定されたものである。そのため、道の駅としての最低基準はクリアしているものの、老朽化も相まって、利用者からは「駐車場が狭い」、「トイレが使いにくい」などの声が聞かれる。実際にシバザクラの開花シーズンなどは、道の駅に立ち寄ろうとするが駐車場に車を止める事が出来ず素通りしていく観光客も多く見受けられる。

今後の展開方向等(※4)

- ①道の駅「グリーンポート宮嶋」を再整備し現在の駐車場台数(普通車18台大型車1台)を改善(普通車40台大型車2台程度)し集客力の向上を図る。今まで、素通りせざるを得なかった観光客を取り込む事により交流人口の拡大を図る。
- ②道の駅の再整備を機に地元住民による運営体制を組織する。地域の特色ある(加工品の販売促進、地元食材にこだわった料理の提供等)経営を行い、観光客に対し地域の魅力を発信する。また新たな運営体制にすることで地元雇用の増加を見込む。
- ③いきがい農業の推進により収穫された、地元の農産物の販売を強化する。また、県境域の市町村を含む近隣市町村からの農作物の集荷もおこない、にぎわいある直売所を目指す。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
豊根村	豊根村	地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進)	豊根村	有	ハ	
豊根村	豊根村	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	豊根村	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

豊根地区(愛知県豊根村)	区域面積(※2)	15,591 ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 豊根村は、総面積15,591haのうち、森林面積が14,487haであり、国有林を除く民有林面積は、14,457haで、全体の約93%を占めており、林業は豊根村の重要な産業である。また、農地については、急峻な地形に狭小農地が点在しており、経営耕作面積も年々減少してきています。現在23ha(H22農林業センサス)で減少率62.3%(平成7年～22年)となっているが、地域の農家は小規模ながら、夏の冷涼な気候を生かしたトマト、ミニトマト、奥三河天狗ナスなどの高原野菜の栽培に取り組んでいる。また集落営農の取り組みも行われている。		
②法第3条第2号関係: 豊根村では、過疎化及び高齢化(人口減少率△22.4%(平成7年～平成22年)、高齢化率45%)が進んでおり、交流人口拡大により地域産品の販売増加につなげ雇用確保を図り、定住及び地域の活性化が急務である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域の人口は1,336人(平成22年国勢調査)、人口密度は9.7人/km²であり、都市計画区域も有さず市街地を形成している区域はない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標

再整備する道の駅における来場者数の計画期間前後の来場者数18.85%増加を目標とする。

(平成20年～平成24年累計147千人⇒平成25年～平成29年累計174千人増加率： $174\text{千人} \div 147\text{千人} \times 100 - 100 = 18.85\%$)

評価については計画最終年度の翌年度(平成30年度)5月に本村経済土木課及び運営団体の本事業関係者により入込客数を集計し達成状況の確認、検証を行う。また評価の妥当性について住民代表等で構成する、第三者組織への意見聴取を行う。

愛知県
北設楽郡

豊根村全図

豊根地域活性化計画区域図

規則第5第1項第1号の図面

